

○桐蔭横浜大学遺伝子組換え実験安全管理規則実施細則

(平成 7 年 4 月 1 日制定)

最終改正：令和 4 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この細則は、桐蔭横浜大学遺伝子組換え実験安全管理規則に基づき、本学における遺伝子組換え生物等の使用等に関し必要な事項を定める。

(実験区域及び実験室)

第 2 条 遺伝子組換え生物等の第二種使用等に係る実験（以下「実験」という。）は、あらかじめ遺伝子組換え実験安全管理委員会に承認を得た実験区域でおこなう。実験区域以外、又は拡散防止措置のレベルが P3、P3A 又は P3P 以上の実験は実施してはならない。

(宿主、ベクター、核酸供与体)

第 3 条 遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置のレベルが P3、P3A 又は P3P 以上の実験は実施してはならない。

(実験実施の手続き)

第 4 条 遺伝子組換え実験等安全主任者（以下「安全主任者」という。）は、毎年 6 月末日までに当該年度に実験を行う予定の者に健康診断を受けさせなければならない。

2 安全主任者は、実験従事者の登録の無い者及び登録を更新する必要のある者に所定の様式によって実験従事者の登録申請書を提出させるとともに、当該年度の実験従事者として登録のあった者の名簿を学長へ提出しなければならない。

3 遺伝子組換え実験等安全管理委員会（以下「委員会」という。）は、学長の諮問に基づき実験従事者の登録を申請する者が、実験を行うため必要な知識と技術を有するか否かを審査し、学長へ答申しなければならない。学長は、委員会の答申に基づいて実験従事者の登録を承認する。

4 登録は 1 年ごとに更新するものとする。

5 安全主任者は、実験責任者に毎年 6 月末日までに当該年度の実験計画書を提出させ、当該年度に計画されている実験の計画を取りまとめ、学長に承認を求めなければならない。

6 実験計画に変更のあるときには、安全主任者は、変更する実験の実施 1 月前までに当該実験の実験責任者に実験計画変更書を提出させなければならない。

7 実験責任者は、実験室を使用しようとするときは、実験計画の届出とともに、安全主任者に所定の様式によって使用申込書を提出し、その指示を受けなければならない。

附 則

この細則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。